第十三条の二の見出し中「相手国」を「相手国等」に改め、同条第一項中「租税条約の相手国」を「相手国等」に、「相手国」を「相手国等」に、「当該相手国」を「当該相手国等」に改め、「定める当該」の下に「相手国等との間の」を加え、「次の」を削り、同項第六号及び同条第二項中「相手国」を「相手国等」に改め、同条第三項中「相手国」を「相手国等」に改め、同条第四項中「相手国」を「相手国等」に改める。

第十五条第一項第三号中「第九条の五の二第四項」を「第九条の六第四項」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十二年六月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第一条第四号の改正規定（「第九条の五の二第四項」を「第九条の六第四項」に改める部分に限る。）、第一条の三第一項の改正規定（「次の」を削る部分に限る。）、第二条第一項の改正規定（「第九条の五の二第四項」を「第九条の六第四項」に改める部分に限る。）、同条第五項の改正規定（「第九条の五の二第四項」を「第九条の六第四項」に改める部分に限る。）、同条第八項の改正規定、第二条の二第一項の改正規定（「第九条の五の二第四項」を「第九条の六第四項」に改める部分及び「次の」を削る部分に限る。）、同条第四項の改正規定（「第九条の五の二第四項」を「第九条の六第四項」に改める部分及び「次の」を削る部分に限る。）、同条第七項の改正規定、第二条の三第一項の改正規定（「第九条の五の二第四項」を「第九条の六第四項」に改める部分及び「次の」を削る部分に限る。）、第二条の四第一項の改正規定（「第九条の五の二第四項」を「第九条の六第四項」に改める部分及び「次の」を削る部分に限る。）、同条第四項の改正規定（「第九条の五の二第四項」を「第九条の六第四項」に改める部分及び「次の」を削る部分に限る。）、第二条の五第一項の改正規定（「次の」を削る部分に限る。）、第三条の四第一項の改正規定（「次の」を削る部分に限る。）、第四条第二項の改正規定（「次の」を削る部分に限る。）、同条第十一項の改正規定（「次の」を削る部分に限る。）、第六条第一項第五号の改正規定、第六条の二第一項の改正規定（「次の」を削る部分に限る。）、同条第三項の改正規定（「次の」を削る部分に限る。）、同条第七項の改正規定（「次の」を削る部分に限る。）、第八条第一項の改正規定（「次の」を削る部分に限る。）、第九条の二第一項の改正規定（「次の」を削る部分に限る。）、第九条の三第一項の改正規定（「次の」を削る部分に限る。）、第九条の四第一項の改正規定（「次の」を削る部分に限る。）、第九条の五第一項の改正規定（「第九条の五の二第四項」を「第九条の六第四項」に改める部分に限る。）、同条第二項及び第五項の改正規定、第九条の六第一項の改正規定（「相手国」を「相手国等」に改める部分を除く。）、同条第二項及び第五項の改正規定、第九条の七第一項の改正規定（「相手国との」を「相手国等との」に改める部分を除く。）、同条第二項及び第五項の改正規定、第九条の八第一項の改正規定（「相手国」を「相手国等」に改める部分を除く。）、同条第二項及び第五項の改正規定、第九条の九第一項の改正規定、第十三条の二第一項の改正規定（「次の」を削る部分に限る。）、同条第三項の改正規定（「次の」を削る部分に限る。）並びに第十五条第一項第三号の改正規定　平成二十二年四月一日

二　第十条の改正規定　平成二十二年十月一日

（国税犯則取締法第四条に依り収税官吏の携帯すべき証票様式を定める件の一部改正）

第二条　国税犯則取締法第四条に依り収税官吏の携帯すべき証票様式を定める件（明治三十三年大蔵省令第五号）の一部を次のように改正する。

本則中「租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」に改める。

第三条　国税質問検査章規則（昭和四十年大蔵省令第四十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第四項中「租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」に改める。

別表第四中「租税条約」を「租税条約等」に、「情報交換」を「情報提供」に改める。

（国税関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部改正）

第四条　国税関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成十五年財務省令第七十一号）の一部を次のように改正する。

別表第五十一号中「租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令」に改める。

○総務省令第一号
国土交通省令第一号

過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第三十三条第一項の規定に基づき、過疎地域自立促進特別措置法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年三月三十一日

総務大臣　原口　一博
農林水産大臣　赤松　広隆
国土交通大臣　前原　誠司

過疎地域自立促進特別措置法施行規則の一部を改正する省令

過疎地域自立促進特別措置法施行規則（平成十二年総理府令第五十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号を削り、同条第二号中「廃置分合等市町村」を「法第二条第二項の規定により過疎地域をその区域とする市町村として公示された市町村の廃置分合又は境界変更（以下「廃置分合等」という。）があった場合における当該廃置分合等により新たに設置され、又は境界が変更された市町村（以下「廃置分合等市町村」という。）」に、「第四条第二項」を「第四条第一項」に改め、同号を同条第一号とし、同号の次に次の一号を加える。

二　廃置分合等市町村について令第四条第二項の規定の例により算定した平成七年（廃置分合等が平成八年以降において最初に行われる国勢調査の結果による人口の年齢別構成が公表された日以降にあった場合には、当該国勢調査が行われた年。以下同じ。）の人口が、同項の規定の例により算定した昭和三十五年（廃置分合等が平成八年以降において最初に行われる国勢調査の結果による人口の年齢別構成が公表された日以降にあった場合には、当該国勢調査が行われた年から起算して三十五年以前において最近に国勢調査が行われた年）の人口より減少していること。

第二条第四号中「第四条第一項」を「第四条第二項」に改め、同条に次の一項を加える。

2　平成二十二年四月一日以降に廃置分合等があった場合については、前項の規定は、同項第一号中「第四条第一項」とあるのは「第四条第三項の規定により準用する同条第一項」と、「〇・四二」とあるのは「〇・五六」と、「〇・七一」とあるのは「〇・七〇」と、同項第二号中「第四条第二項」とあるのは「第四条第三項の規定により準用する同条第二項」と、「平成七年（廃置分合等が平成八年以降において最初に行われる国勢調査の結果による人口の年齢別構成が公表された日以降にあった場合には、当該国勢調査が行われた年。以下同じ。）」とあるのは「平成十七年」と、「昭和三十五年（廃置分合等が平成八年以降において最初に行われる国勢調査の結果による人口の年齢別構成が公表された日以降にあった場合には、当該国勢調査が行われた年から起算して三十五年以前において最近に国勢調査が行われた年）」とあるのは「昭和四十五年（廃置分合等が平成八年以降において最初に行われる国勢調査の結果による人口の年齢別構成が公表された日以降にあった場合には、当該国勢調査が行われた年から起算して二十五年以前において最近に国勢調査が行われた年）」と、同項第四号中「第四条第二項」とあるのは「第四条第三項の規定により準用する同条第二項」とそれぞれ読み替えて適用する。

附　則

この省令は、平成二十二年四月一日から施行する。